

訴状の概要

2023年10月12日

関西電力カルテル株主代表訴訟弁護団

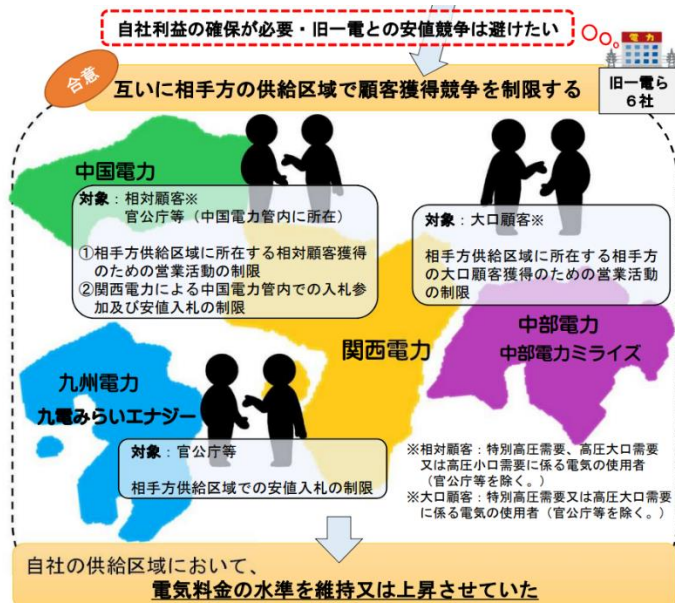
1 当事者

- (1) 原告株主ら26名（原告8名、参加原告18名）
- (2) 被告（現旧取締役） 12名
 - ①八木誠（旧・元社長、元会長）、②岩根茂樹（旧・元社長）、
 - ③豊松秀己（旧・元副社長）、④土井義宏（旧・元副社長）、
 - ⑤森本孝（旧・元社長）、⑥井上富夫（旧・元副社長）、
 - ⑦彌園豊一（旧・元副社長）、⑧杉本康（旧）、⑨大石富彦（旧）、
 - ⑩島本恭次（現）、⑪稲田浩二（現・副社長）、⑫松村孝夫（旧）

2 本件の概要

- (1) 関西電力は、2018年10月又は11月に、中国電力、中部電力、中部電力ミライズ、九州電力、九電みらいエナジーに対してそれぞれカルテル（顧客獲得競争制限）を持ち掛け、各社との間でそれぞれ合意し、それぞれの合意に基づく行為を行うことにより、公共の利益に反して、小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していた（以下「本件カルテル」という。）。

その後、関西電力は、外部から本件カルテルに関する指摘を契機に、2020年10月29日に、公正取引委員会に対して本件カルテルを申告し、課徴金を免れた。

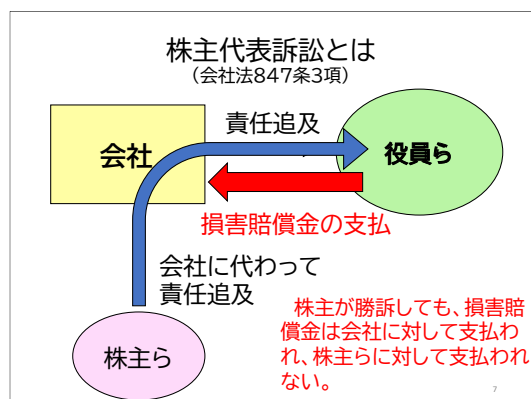


（公正取引委員会の作成資料¹）

- (2) 関西電力の株主である原告らは、本件カルテルについて、関西電力に代わって、当時

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230330_03.pdf

関西電力の取締役又は代表取締役であった被告らに善管注意義務違反があったとして、会社法423条1項に基づく損害賠償を求める株主代表訴訟である。



3 本件カルテルが実現された経過

(1) 2017年秋頃－価格低下

関西電力は従来のエリアの外へ営業活動を展開し、他方、中部電力、中国電力、九州電力が関西電力のエリア内で営業活動を開始。

互いに競争が激化する中で、電力の販売価格が低下。

(2) 2018年夏頃から秋頃－営業戦略検討

関西電力の企画部門と営業部門が出席する会議を行い、営業戦略について検討を重ねた。

会議の参加者：被告岩根（当時の社長）

被告彌園（営業部門のトップである副社長）

被告森本（企画部門の副社長。後に社長）

が少なくとも出席した。

(3) 2018年10月11日－競争を縮小する方針

2018年10月11日に行われた経営層が参加する会議において、関西電力は、関西エリア外での競争を縮小する方針（「競争縮小方針」、すなわち、カルテルの方針）を決定し、その方針を中部電力・中国電力・九州電力に伝えることとした。

会議の参加者：被告岩根（当時社長）

被告彌園（当時副社長兼営業本部長）

被告森本（当時副社長兼経営企画室担当。後に社長）

が少なくとも出席したと考えられる。

(4) 各社に対してカルテルの方針を伝達－2018年10月、11月

中国電力、九州電力－被告森本

中部電力－川崎幸男常務執行役員（当時。営業本部長代理）

(5) 本件カルテルを実施

関西電力は、カルテルの方針を社内周知した後、その方針に基づいて営業活動を実施した。

(6) 公正取引委員会に対して本件カルテルを申告

2020年10月29日に、関西電力は、公正取引委員会に対して本件カルテルを申告。

4 任務懈怠責任

(1) カルテルに関与又は黙認した過失 1

被告岩根、被告森本、被告彌園、被告稲田は、各電力会社との間でカルテルが実現されていること等を認識し又は認識し得たことから、取締役として、独占禁止法に反する本件カルテルを止めて、関西電力の職務が法令を遵守した上でなされることを確保すべき善管注意義務を負っていた。

しかし、被告岩根、被告森本、被告彌園、被告稲田は、上記カルテルの方針を決定し、各電力会社との間でカルテルを実現し、当該カルテルに関与し、また当該カルテルが実現されることを止めず、看過黙認し、当該カルテルを放置し、上記善管注意義務に違反した。

(2) カルテルに関与又は黙認した過失 2

企業がカルテルを行いやすい条件（厚谷襄児「独占禁止法入門」（第7版））

- ①カルテルの対象商品が差別化されていない規格品であること
- ②市場での企業数が少ないこと
- ③企業間のコストの差が少ないこと
- ④市場への参入が難しいこと
- ⑤買い手がカルテルに対して中立的であること
- ⑥市場の需要が安定的であること

(3) カルテル防止に関する内部統制システム構築義務違反

被告らには、本件カルテルを事前に防止すべき内部統制（コンプライアンス）システムを構築し、構築後にはこれが有効に機能しているかを検証すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、又は仮にカルテル防止の内部統制システムを作っていたとしても、形式的なものにとどまり、真に有効な内部統制システムを構築しなかった過失がある。

特に、次の3名は法令遵守の徹底を率先する立場にあった。

被告岩根：コンプライアンス委員会委員長（社長就任時（2016年6月）から、おそらく辞任時（2020年3月14日）まで）

被告稲田：リスク管理委員会委員長（2018年6月～2019年6月）

被告彌園：リスク管理委員会委員長（2019年6月～2022年6月）、コンプライアンス推進室室長（2020年4月～2021年6月25日）

(4) 本件カルテルを実施していた時期は複数の不正と重なる

関西電力が本件カルテルを実施していた時期は、

- ①金品受領問題等について社内調査結果を隠蔽していた時期
- ②役員報酬を市民らに隠れて補填していた時期

- ③被告豊松が負担すべき所得税を補填していた時期
 - ④発注情報提供、発注約束、発注約束に基づく高値発注をしていた時期
 - ⑤新電力顧客情報不正閲覧をしていた時期
- に重なる（訴状別紙「不正の時系列」参照）。

5 損害

関西電力は、被告らによる、本件カルテルに係る任務懈怠行為によって、3508億2600万円の損害を被った。詳細は以下のとおり。

- (1) 社内調査費用
1億円をくだらない。
- (2) 官公庁による行政処分（経済産業省・大阪府などの官公庁による入札資格停止処分、補助金交付停止処分）によって失った利益
およそ100億円をくだらない。
- (3) 本件カルテルによって高値で電気を購入させられた大口顧客、相対顧客、官公庁が被った損害に対する賠償債務
少なくとも3407億2600万円（下記①乃至③の合計額の1割）

記

- ①中部電力の課徴金算定の基になった売上額約9185億3000万円
- ②中国電力の課徴金算定の基になった売上額約2兆3571億9534万円
- ③九州電力の課徴金算定の基になった売上額約1315億3476万円

以上